

第Ⅱ章

町自治会と行政

1. 町自治会1年の暦(令和4年度予定)

* 内容は変更となることがあります

* 表中の区分「組回覧・全会員配布」→33ページ

月	事項	区分	担当課	
4月	広報とよはし	全会員配布	広報広聴課	51-2166
	令和4年度保健衛生事業のご案内	全会員配布	健康増進課	39-9143
	地域資源回収の年間計画書	提出	ゼロカーボンシティ推進課	51-2417
	街頭消火器設置費等補助事業	とりまとめ	消防本部予防課	51-3115
	令和4年度自治会公園管理事業	提出	公園緑地課	51-2650
	防犯カメラ設置費補助金制度	希望あれば提出	安全生活課	51-2303
	安全安心防犯灯維持費補助金	希望あれば提出	安全生活課	51-2303
	安全安心防犯灯設置費補助金	希望あれば提出	安全生活課	51-2303
	(公財)豊橋文化振興財団 令和4年度イベントスケジュール表の	全会員配布	「文化のまち」づくり課	51-2873
	地域猫不妊去勢手術費補助金増額	全会員配布	生活衛生課	39-9127
民生委員児童委員及び主任児童委員の一斉改選の調査	調査	生活福祉課	51-2313	
5月	広報とよはし	全会員配布	広報広聴課	51-2166
	社会を明るくする運動リーフレット、標語	組回覧	福祉政策課	51-2355
	日本赤十字社会費募集チラシ	組回覧	福祉政策課	51-2355
	広報ひがしみかわ	全会員配布	政策企画課	51-3152
	住宅耐震改修等に関する啓発チラシ	組回覧	建築物安全推進課	51-2375
	市議会だより	全会員配布	議事課	51-2920
	春の530運動実践活動チラシ	組回覧	ゼロカーボンシティ推進課	51-2399

月	事項	区分	担当課	
6月	広報とよはし	全会員配布	広報広聴課	51-2166
	ブロック塀等の安全対策に関する啓発チラシ	組回覧	建築物安全推進課	51-2375
	市議会だより	全会員配布	議事課	51-2920
	社協だより	全会員配布	社会福祉協議会	52-1111
7月	社会福祉協議会会費依頼	会費の依頼	社会福祉協議会	52-1111
	チャリティーバザー開催チラシ	全会員配布	豊橋善意銀行	52-7893
	広報とよはし	全会員配布	広報広聴課	51-2166
	地域猫活動のチラシ	全会員配布	生活衛生課	39-9127
	善意銀行だより	全会員配布	豊橋善意銀行	52-7893
8月	広報とよはし	全会員配布	広報広聴課	51-2166
	市議会だより	全会員配布	議事課	51-2920
	ごみ減量推進月間ポスター	掲出	ゼロカーボンシティ推進課	51-2399
	社協だより	全会員配布	社会福祉協議会	52-1111
9月	校区対抗マイレージ参加チラシ	組回覧	健康増進課	39-9143
	広報とよはし	全会員配布	広報広聴課	51-2166
	豊橋まつりガイドブック	全会員配布	観光プロモーション課	51-2430
	善意銀行だより	全会員配布	豊橋善意銀行	52-7893

月	事項	区分	担当課	
10月	共同募金	組回覧・募金	社会福祉協議会	52-1111
	広報ひがしみかわ	全会員配布	政策企画課	51-3152
	上下水道局だより	全会員配布	上下水道局総務課	51-2706
	広報とよはし	全会員配布	広報広聴課	51-2166
	秋の530運動実践活動チラシ	組回覧	ゼロカーボンシティ推進課	51-2399
	消防団員の選出	選出	消防本部総務課	51-3111
	門松代用祝賀紙の申込みチラシ	組回覧・とりまとめ	(公財)豊橋みどりの協会	41-7400
11月	歳末たすけあい募金	組回覧・募金	社会福祉協議会	52-1111
	広報とよはし	全会員配布	広報広聴課	51-2166
	市議会だより	全会員配布	議事課	51-2920
	善意銀行だより	全会員配布	豊橋善意銀行	52-7893
12月	ひとり暮らし高齢者見守りボランティア事業	全会員配布	社会福祉協議会	52-1111
	広報とよはし	全会員配布	広報広聴課	51-2166
	消防団員募集リーフレット	組回覧	消防本部総務課	51-3111
	善意銀行だより	全会員配布	豊橋善意銀行	52-7893
1月	校区・町自主防災会名簿	提出	防災危機管理課	51-3127
	清掃指導常務委員・清掃指導員の推薦	推薦	ゼロカーボンシティ推進課	51-2414
	ごみステーションの登録(位置確認)	提出	収集業務課	51-2411
	広報とよはし	全会員配布	広報広聴課	51-2166

月	事項	区分	担当課	
2月	安全安心防犯灯維持費補助金	申請	安全生活課	51-2303
	広報とよはし	全会員配布	広報広聴課	51-2166
	市議会だより	全会員配布	議事課	51-2920
3月	納税のこよみ	全会員配布	納税課	51-2236
	クリーンカレンダー	全会員配布	収集業務課	51-2411
	広報とよはし	全会員配布	広報広聴課	51-2166
	社協だより	全会員配布	社会福祉協議会	52-1111

*この他にも公的機関などから依頼がありますが、理事会での承認が必要となります。

2. 自治連合会コミュニティ活動交付金

(1) 交付金の趣旨

ア. 交付の目的

自治連合会コミュニティ活動交付金（以下「交付金」という。）は、自治会が行う広範な地域活動に対する協力費として、豊橋市自治連合会コミュニティ活動交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市が交付するものです。その目的は、「豊橋市自治連合会を構成する自治会が行う住民の良好な生活環境を形成するためのコミュニティ活動を支援することにより、住民相互の結び付きを一層強め、地域コミュニティの活性化を推進すること」となっています。

イ. 対象となる活動と使用範囲

交付の対象となる活動は「広報配布活動」「コミュニティ活動」「環境整備活動」「市からの依頼事項に関する活動」など、自治会が行う活動全般となっています。自治会は交付金をさまざまな地域活動に使うことができますが、政治、宗教又は営利を目的とした活動は交付の対象から除くこととされているため、これらの活動への使用は厳に慎まなければなりません。

ウ. 「宗教」活動の考え方

29、32 ページに記載されているとおり、宗教関係の事業は、自治会活動と分離されることが望ましく、また、会計処理については、明確に分離する必要があります。交付金の提出書類についても、政治、宗教又は営利を目的とした活動や経費が含まれていないことが条件となっています。

ある活動が宗教活動であるかどうかを一律的に判断することは難しく、個別・具体的に判断することになりますが、以下の条件に1つでも当てはまれば宗教性があると考えられます。

- ① 神社やお寺の祭礼行事、それに伴う準備
- ② 神社やお寺のお祭があることによって存在している行事、それに伴う準備
- ③ 神社やお寺の維持、管理のための活動

なお、自治会が親睦を深めるために主催し、神社やお寺が関与しない「夏祭り」や宗教性の薄い「盆踊り」「クリスマス会」といった行事であれば、宗教活動と判断される可能性は低いといえます。

(2) 交付金額

ア. 交付金の算定基準

「自治連合会コミュニティ活動交付金交付要綱」で定められた以下の基準により、校区自治会・町自治会ごとの交付金額が決まります。

交付団体	項目	算定基準と考え方
校区自治会	校区役員活動	50,000 円 ----- 校区自治会長の役員活動にかかる加算
	校区事務	校区内の町自治会数×5,800 円 ----- 校区による町の書類の取りまとめ等にかかる加算
	校区活動	120,000 円 (校区市民館がない場合 170,000 円) ----- 校区で実施する行事等の費用にかかる加算
町自治会	①町役員活動	22,000 円 ----- 町自治会長の役員活動にかかる加算
	②町事務	4,500 円 ----- 市に提出する各種書類作成にかかる加算
	③地域活動 (広報配布)	町自治会加入世帯数×12 月×25 円 ----- 広報紙の配布、回覧等にかかる加算
	④地域活動 (コミュニティ)	2,000 円×2 回+町自治会加入世帯数×10 円 +町自治会加入世帯数×220 円 ----- 防災訓練、親睦を深める行事等の実施にかかる加算
	⑤地域活動 (環境整備)	2,000 円×2 回+町自治会加入世帯数×10 円 +町自治会加入世帯数×280 円 +町自治会管理のごみステーション数×500 円 ----- 530 運動、ごみステーション管理等にかかる加算

※町自治会交付金の額

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} = \underline{34,500 \text{ 円} + \text{町自治会加入世帯数} \times 820 \text{ 円}} \\ \underline{+ \text{町自治会管理のごみステーション数} \times 500 \text{ 円}}$$

これらの算定基準による交付金は、あくまで自治会が行う各種活動全般に対する協力費という位置づけであって、この金額は各自治会の役員活動や環境整備活動等の予算額を規定するものではないことに注意してください。

イ. 地域活動の考え方

平成 29 年度に行われた交付金化に関する検討の過程で、「自治連合会業務検討委員会」において、地域活動（広報配布・コミュニティ・環境整備活動）の考え方が以下のように整理されました。

・ 広報配布活動

広報紙等配布手数料として支給している他の中核市及び民間の配送・折込サービスと比較し、以下のとおりとしました。

$$\text{広報配布活動} = \text{年額 } 300 \text{ 円 (1 部あたり } 25 \text{ 円} \times 12 \text{ 月)}$$

・ コミュニティ活動、環境整備活動

	A 定期的活動	B 日常的活動
コミュニティ活動	@2,000 円×2 件 +10 円×加入世帯数	@220 円×加入世帯数
	防災訓練、 夏まつりや親睦会など	交通安全街頭立ち番、高齢者支え合い活動、防犯パトロール、青少年健全育成パトロール
環境整備活動	@2,000 円×2 件 +10 円×加入世帯数	@280 円×加入世帯数 +500 円×自治会管理のステーション数
	地域資源回収、 530 運動など	河川・公園等の清掃、ごみステーション管理

自治会が行っているさまざまな地域活動のうち、広報配布活動を除く主な活動を表のように分類・整理しました。

定期的活動は、年に数回程度の活動にとらえ、企画・運営費用として1件2,000 円の定額に町の規模に応じた額（10 円×加入世帯数）を加算した額としました。

日常的活動は、市民協働推進課が定めているボランティア活動謝礼額基準（1 回半日程度 500 円）をもとに、「町自治会の運営に関する調査結果（平成 29 年 9 月実施）」を参考に、活動回数の比率に応じて

$$\text{コミュニティ活動回数} : \text{環境整備活動回数} = 1 : 1.28$$

$$\Rightarrow 220 \text{ 円} : 280 \text{ 円} \text{ としました。}$$

ごみステーション管理は、ボランティア活動謝礼基準額を準用し1 か所 500 円としました。

ウ. 交付金額の決定

町自治会が受ける交付金の額は、毎年4月1日時点の町自治会加入世帯数及び町自治会管理のごみステーション数（いずれも例年3月上旬に自治連合会に提出する「町自治会長選任届」に記載された数）により決定します。

「町自治会長選任届」を提出した後、加入世帯数の増減があった場合、4月1日までに校区自治会長及び自治連合会事務局（市民協働推進課内）へ連絡することで、加入世帯数を変更することができます。

なお、4月1日が基準日となるため、基準日以降に加入世帯数の増減があったとしても、交付金の額は変わらないことに留意してください。

<注意> 広報とよはし配布部数及び組回覧部数について

「町自治会長選任届」に記載した広報とよはしの配布部数及び組回覧の部数は、随時変更することができます。変更があったときは、電話などで広報広聴課（電話 51-2164）または市民協働推進課（電話 51-2482）へお知らせください。

なお、連絡の時期によっては、次の配送で部数等を変更できない場合がありますので、連絡の際には、反映の可否を確認してください。

エ. 自治会加入世帯数の考え方

「加入世帯数」は、文字どおり解釈すれば自治会に加入している世帯ということになりますが、何をもちいて加入とするかは、自治会によってさまざまな考え方があります。

例えば、通常の自治会費を納入する一般的な世帯を「正会員」とする一方、何らかの理由で通常よりも割安な自治会費を納入する世帯を「準会員」、自治会の区域内に店舗・貸駐車場等を構え、自治会費（賛助金）を納入する事業者を「賛助会員」として位置づける場合があります。

「準会員」を加入世帯として考えるのか、また、「賛助会員」はどう考えるのかなど、自治会によって異なる運用が行われている現状があります。

自治連合会では、各自治会の考え方にに基づき、すでに自治会ごとにさまざまな位置づけが行われている現状に鑑みて、「準会員」「賛助会員」といった特殊な会員世帯であっても、その自治会の会員世帯の一種として扱っている（規定している）のであれば、交付金の算定基準で使用する「町自治会加入世帯数」に含めて報告することができることとしています。

オ. 自治会管理のごみステーション

自治会が管理しているごみステーションが加算の対象となりますが、集合住宅の敷地内にあるステーションなどで自治会が管理していないステーションは対象外となります。

自治会管理のごみステーションという言葉からは、自治会加入者以外は使用できないという印象を持つかもしれませんが、公道に設置されているごみステーションは、誰でも利用できる（法的には利用を拒めない）という点について留意する必要があります。

未加入者の利用を一方向的に禁止するのではなく、自治会がごみステーションを管理にしている実態について、ルールを示すなど丁寧に説明し、理解を求めていくなどの対応が必要です。

なお、自治会加入者の私有地に設置されたごみステーションについては、自治会加入者以外の利用を拒むことができると考えられます。

（３）書類の提出

ア．自治会独自の書類の活用

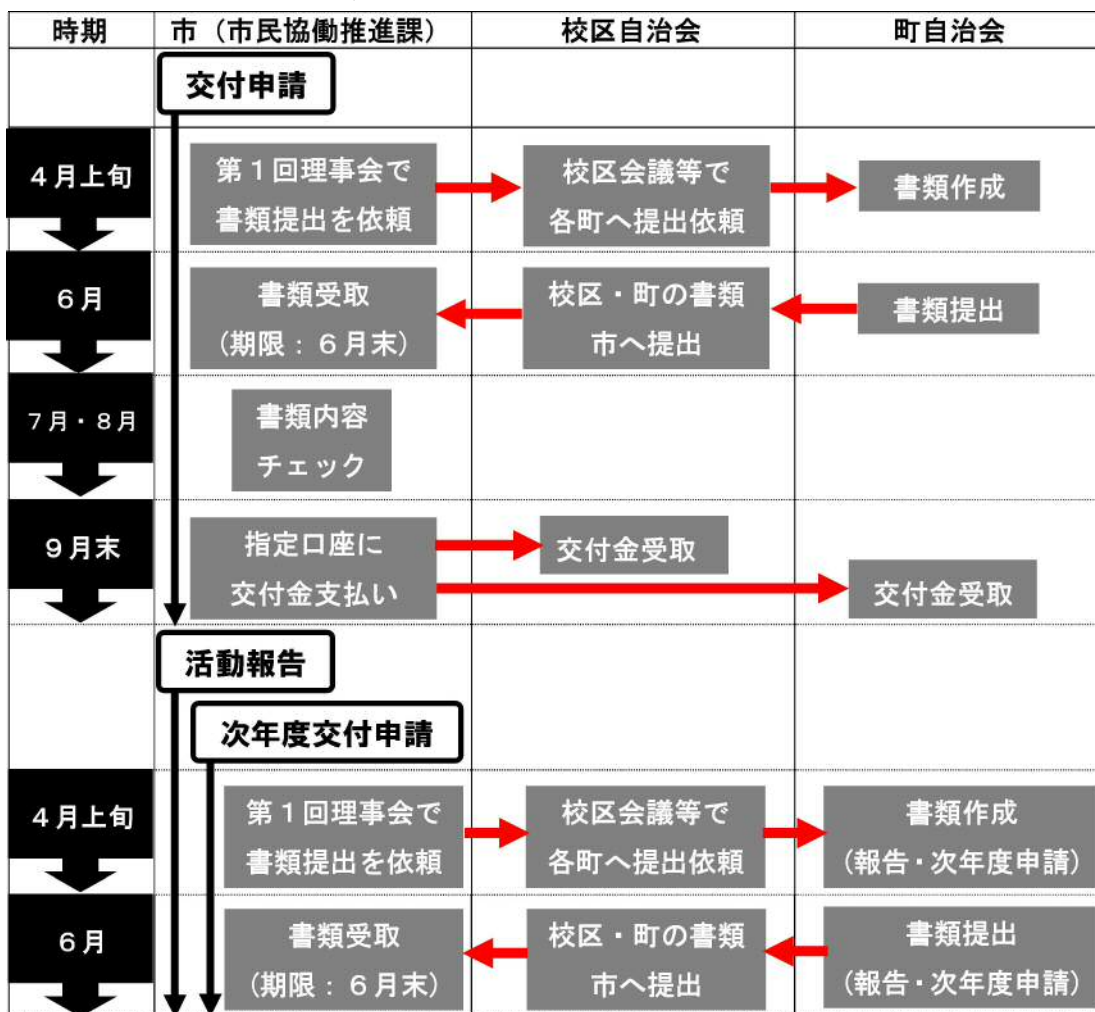
年度当初の交付申請時に事業計画書と収支予算書を、事業を実施した翌年度には事業報告書と収支決算書を提出する必要があります。

これらの書類は、原則、市が要綱で定めた「様式」を使い、提出することになりますが、市の要綱で定められた様式に記載されている内容がすべて含まれている場合には、「自治会独自の様式」で提出することも認められています。

26～31 ページに掲載されている（例）のとおり、町・校区自治会の事業計画や収支予算書が作成され、政治・宗教・営利を目的とした内容が含まれていない場合は、市の様式に代わり町・校区独自の書類を提出することができます。

提出書類に関して不明な点がある場合、事前にチェックを受けたい場合は、市民協働推進課（電話 51-2482）へ相談してください。

イ. 交付申請から活動報告までの流れ



(4) 交付金の取り扱い

交付申請にあたり、事業計画書、収支予算書等を市に提出する必要があることから、町・校区自治会は以下の取り扱いを徹底しなければなりません。

- ア. 町・校区自治会の事業計画及び事業報告、予算書及び決算書を作成し、会員に周知する。
- イ. 交付金は地域活動のための資金とし、必ず町・校区自治会の予算・決算に収入として計上するとともに、その用途について自治会内で十分協議して、有効に使用する。
- ウ. 交付金は町・校区自治会の代表名義（町自治会長または会計）の口座で受け取る（※個人名口座は不可）。

(5) 市議会における交付金に関する質疑

平成30年3月市議会 予算特別委員会 (H30.3.12) より抜粋

◆質疑1

これまでの委託料から交付金に変わるということで、自治会側から見て、用途の制限などがあるのではないかとこのように思いますが、その認識についてお聞きします。

◆答弁1

自治連合会コミュニティ活動交付金は、地域で行われる広範な活動に対する協力費として交付するもので、委託料であったこれまでより、地域の裁量権を重視し、用途の自由度を高めたものとなっております。各地域の考え方にに基づき、ご活用いただけるものと認識しております。

◆質疑2

従来の自治連合会への業務委託という形を見直して、新たに自治連合会コミュニティ活動交付金という形にしたことについての目的をお伺いいたします。

◆答弁2

従来の自治連合会業務委託は、業務委託という形式上、手続きや依頼方法に課題がありました。今回の見直しでは、地域住民による活動が公益的社会貢献活動であり、市民協働の一翼を担う活動であることを明確にし、その活動を広く地域に周知することで、さらなる市民協働の推進につなげていくことを目的に検討を進めてまいりました。

◆質疑3

これまでの課題を解決するため、算出根拠や申請、交付手続きなどを見直すとのことでした。交付金とすることで、どのように変更されたのか伺います。

◆答弁3

これまでの課題として、広報配布部数を算出基準としていることから、広報配布手数料と誤認されること、また、自治連合会との一括業務委託契約であることから、各校区、町自治会からの実績報告等の提出を求めていなかったことなどがありました。そこで、算出基準を広報配布部数から自治会加入世帯数に変更し、住民一人ひとりの活動に対する協力費であることを明確にしました。

また、新たに豊橋市自治連合会コミュニティ活動交付金交付要綱を制定し、申請・交付手続に必要な資料として、各自治会から収支予算、決算書及び活動計画・実績報告書を提出していただくことを考えております。

◆質疑4

今回の見直しにおいて、改めて自治会サイドのメリットというのがどのようなものであるのかをお伺いいたします。

◆答弁4

交付金は自治会が自主的に行うさまざまな地域活動に活用することになっています。また、手続きなどの変更により、地域住民への情報の共有が図られることで、自治会活動への理解が深まり、会員相互の交流の活性化や、自主的な参加が促進されるなど、各地域におけるコミュニティ活動の裾野拡大につながっていくと考えております。

◆質疑5

業務委託から交付金への変更により、どのような効果があると考えていますか。

◆答弁5

会員の共有財産である自治会費や、市からの交付金などを記した会計書類や、地域の年間活動を記した書類を作成することにより、これまで以上に各自治会活動の計画的な実施や、会計の明朗化が促進されると考えております。

(6) 交付金に関するQ & A

問1 交付金の額が自治会予算の一部であるにも関わらず、自治会の年間活動や予算の全体がわかる書類を提出しなければならない理由は何ですか。

答 この交付金は、自治会が行う広範な地域活動に対する協力費として交付するものです。したがって、自治会活動全体の中で使われていることを確認するための資料として、自治会の年間活動内容とその活動に関する経費がわかる書類の提出をお願いします。

なお、提出書類をもとに市が自治会を調査・指導することや、交付金を減額するようなことはありません。

問2 市から町自治会に支払われる交付金より、町自治会から校区自治会へ支払う分担金（負担金）の額が大きい場合、収支予算書の収入欄に市交付金の額を、支出欄に校区分担金（負担金）のみを記載して提出することは可能ですか。

答 収支予算書は町自治会の活動に関する経費を記載していただくものであるため、町自治会の活動（広報とよはしの配布、ごみステーションの管理、年間イベント・事業、定例会議など）に必要な経費を記載してください。

問3 町自治会の活動が校区自治会の活動に含まれている場合、町自治会は書類の提出を省略し、代わりに校区自治会が事業計画や収支予算書を提出することは可能ですか。

答 交付団体（校区自治会及び町自治会）が交付金を受ける場合、それぞれの交付団体が書類を提出する必要があります。

問4 校区自治会内の「区」が自治連合会の1つの町自治会として扱われていますが、「区」単独での総会を開催していないため、事業計画、予算等は存在しません。基本的に校区自治会の計画に基づいて活動しているため、事業計画や予算書を提出できませんが、どうすればいいですか。

答 「区」が校区自治会の事業計画、予算等を町自治会の書類として提出することで交付申請を行うことができます。詳細については事前に市民協働推進課へご相談ください。

問5 従来の町委託料と同様に、町自治会の交付金は校区自治会の収入として直接、校区自治会の口座に振り込まれるようにしたいと考えています。町自治会が提出する収支予算書にはどのように記載すればいいですか。

答 町自治会の収支予算書の収入欄の「市交付金」は0円とし、備考欄に「受領を校区自治会へ委任」と記載してください。あわせて、校区自治会の収支予算書には、各町自治会分の交付金額を記載してください。

問6 自治会の会計年度が3月1日～2月末日になっていますが、問題はないですか。

答 一般的な会計年度(4月1日～3月31日)に合わせる必要はありません。各自治会が定めた期間をもとに書類が整っていれば、問題はありません。

問7 交付申請時に添付資料として提出する収支予算書の交付金の額は、どのように算出すればいいですか。

答 46 ページを確認のうえ算出し、実際に支払われる交付予定額と同額、または交付予定額の1,000円未満を切り上げた額を記載してください。

問8 従来の自治連合会業務委託料の計算に当たっては、自治会未加入世帯への広報配布について金額が加算されていましたが、交付金化に伴い加算が廃止されました。市としては未加入世帯には広報を配布しない方針に変わったのですか。

答 自治連合会としては、業務検討委員会における業務委託料見直し(交付金化)の議論の中で、広報配布部数に代わる算出基準の数値としては、自治会加入世帯数が適当であるという結論に至りました。市もその結論を踏まえて、未加入世帯数による加算が廃止されたという経緯があります。

町自治会としては、これまでと同様に、広報の配布やごみステーションの管理など、自治会の担う役割について未加入世帯に理解を求め、加入を働きかけていくことが重要です。

多くの市民に広報を読んでもらいたいという市の考えは、これまでと変わりありません。また、加算がなくなったからといって、自治会が未加入世帯に対して広報を配布してはならないわけでもありません。

48 ページで説明されている「準会員」「賛助会員」といった形で、従来の未加入世帯を会員の一形態として位置付けることができれば、交付金の額は増えることになります。

3. 助成制度等（令和4年度）

No.	助成制度名	対象	補助対象	担当課	ページ
(1)	自主防災力強化事業補助金	・校区防災会連絡協議会	校区防災会連絡協議会が主体となつて行う防災訓練等の費用の一部を補助	防災危機管理課 51-3182	57
(2)	地域集会所建設費補助金	・町自治会	地域集会所の建設又は取得費用	市民協働推進課 51-2482	57
(3)	地域集会所(木造)耐震改修費補助金	・町自治会など	地域集会所(木造)の耐震改修費用	市民協働推進課 51-2482	57
(4)	地域集会所バリアフリー改修費補助金	・町自治会など	地域集会所のバリアフリー改修費用	市民協働推進課 51-2482	58
(5)	自治連合会コミュニティ活動交付金	・町自治会 ・校区自治会	自治連合会を構成する自治会が行う住民の良好な生活環境を形成するためのコミュニティ活動を支援	市民協働推進課 51-2482	59
(6)	「住みよい暮らしづくり計画」作成取組の支援	・校区自治会	地域が行う「住みよい暮らしづくり計画策定」の取組に対し市職員のアドバイス等	市民協働推進課 51-2482	60
(7)	市民協働推進補助金	自治会など非営利の民間団体(条件あり)	環境美化、地域の安全など地域社会の課題を解決するための事業経費	市民協働推進課 51-2483	60
(8)	防犯カメラ設置費補助金	・町自治会 ・校区自治会 ・商店街	自治会や商店街が新設・更新する防犯カメラの設置費用	安全生活課 51-2303	61
(9)	カメラ付きLED防犯灯設置費補助金	・校区自治会	自治会で新設するカメラ付きLED防犯灯の設置費用	安全生活課 51-2303	61
(10)	安全安心防犯灯設置費補助金	・町自治会 ・校区自治会	自治会で新設・更新する防犯灯の設置費用	安全生活課 51-2303	62
(11)	安全安心防犯灯維持費補助金	・町自治会 ・校区自治会	自治会で維持管理する防犯灯の電気料金	安全生活課 51-2303	62
(12)	子ども見まもり隊用パトロール物品配付	・各小学校区子ども見まもり隊	子どもの安全と安心を確保する所定のパトロール用物品を配付	安全生活課 51-2303	62
(13)	自主防犯団体用パトロール物品配付	・自治会など各自主防犯団体	地域の安全と安心を確保する所定のパトロール用物品を配付	安全生活課 51-2303	63

3. 助成制度等（令和4年度）

No.	助成制度名	対象	補助対象	担当課	ページ
(14)	老人クラブ活動費補助金	・豊橋市老人クラブ連合会に加盟する単位老人クラブ	老人クラブの運営や事業実施に要する経費及び一声運動事業経費	長寿介護課 (豊橋市老人クラブ連合会事務局) 51-2337	63
(15)	老人クラブ清掃奉仕団活動経費	・豊橋市老人クラブ連合会に加盟する老人クラブ等で組織する清掃奉仕団	老人クラブ清掃奉仕団が行う公園清掃などの美化活動にかかる経費	長寿介護課 (豊橋市老人クラブ連合会事務局) 51-2337	63
(16)	青少年健全育成事業補助金 (小学校区)	・小学校区健全育成会	パトロール活動、環境浄化活動、広報活動経費	子育て支援課 51-2233	64
(17)	青少年健全育成事業補助金 (中学校区)	・中学校区健全育成会	非行防止に関する広域的活動、青少年問題地域シンポジウムの開催、小学校区の連携、広域的広報活動経費	子育て支援課 51-2233	64
(18)	健康な地域づくり事業	・校区自治会	地域の健康づくり活動に関する物品の提供・貸出、講師派遣プログラムの提供	健康増進課 39-9140	64
(19)	地域猫不妊去勢手術費補助金	地域猫活動を行う団体	飼い主のいない猫への不妊去勢手術費	生活衛生課 39-9127	65
(20)	地域資源回収団体奨励金	・町自治会 ・校区自治会など (地域資源回収を行う団体)	登録団体が行う古紙・古布等についての資源回収活動	ゼロカーボンシティ推進課 51-2417	65
(21)	河川愛護活動報奨金	・(複数)町自治会など (河川愛護活動を行う団体)	登録団体が行う市が管理する河川の除草作業及び清掃作業等	河川課 51-2535	66
(22)	イベント等における地域公共交通利用促進策支援事業	・校区自治会、町自治会など	市内で開催する主催者となるイベント等へ、公共交通による来場を誘発する取組に要する経費	都市交通課 51-2620	66
(23)	公園協力会活動助成金	・(複数)町自治会 (公園協力会)	登録団体が行う公園内清掃及び除草等、美化活動助成	(公財)豊橋みどりの協会 41-7400	67
(24)	街路樹愛護会活動助成金	・(複数)町自治会など (街路樹愛護会)	登録団体が行う街路の清掃、除草等、美化活動助成	(公財)豊橋みどりの協会 41-7400	67
(25)	自治会公園管理委託業務	・街区公園等がある町自治会	公園等の清掃、除草、施設等の目視点検及びトイレ清掃に要する経費	公園緑地課 51-2650	67
(26)	街頭消火器設置費等補助金	・町自治会 (集合住宅世帯のみで組織される町自治会除く)	街頭消火器新規設置、収納箱取替え、火災消火等の消火器薬剤詰替え、消火器本体取替え費用	消 予防課 51-3115	68

(1) 自主防災力強化事業補助金

対象団体	校区防災会連絡協議会（令和元年度以降に同補助金を活用した校区を除く）
申請時期	随時（申請金額が予算額に達し次第終了）
目的	校区防災会連絡協議会が実施する校区防災訓練等に必要な経費について補助することにより、地域防災力の向上および地域コミュニティ活動の更なる活性化を図る。
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練用資機材の整備に係る経費 ・ 防災講習会の外部講師依頼に要する報償費及び旅費 ・ 防災訓練の住民啓発に必要な資料等の印刷製本費等
補助金額	経費の3分の2以内の額（千円未満の端数が生ずる場合は、当該端数は切り捨てる。）とし、1団体（校区防災会連絡協議会）当たりの上限を50,000円とする。
担当部署	防災危機管理課 51-3116

(2) 地域集会所建設費補助金

対象団体	町自治会（複数町自治会でも可）
申請時期	建設予定の前年度8月末に「事前協議依頼書」を提出。 建設年度に「補助金等交付申請書」を提出。
目的	地域住民の集会所の用に供する施設の建設又は取得に要する経費を町自治会に対して補助することにより、地域住民の心のふれあい及び連帯意識の促進を図ることを目的とする。
補助対象	集会所施設の建設又は取得に要する経費。増築、(耐震)改修及び土地の取得にかかる経費などは含まない。 1町自治会1か所。
補助金額	3分の1以内で、450万円を限度（1,000円未満端数切捨）
担当部署	市民協働推進課 51-2482

(3) 地域集会所（木造）耐震改修費補助金

対象団体	地域集会所（木造）耐震診断において総合判定が1.0未満と診断された集会所を所有または管理する自治会等
申請時期	着工予定の前年度8月末に「事前協議依頼書」を提出。 建設年度に「補助金等交付申請書」を提出。
目的	地域集会所（木造）の耐震改修工事を実施する自治会等に対し、補助金を交付することにより、地域コミュニティ活動の安全安心を確保することを目的とする。
補助対象	耐震改修工事に係る経費
補助金額	60万円を限度（1,000円未満端数切捨）
担当部署	市民協働推進課 51-2482

(4) 地域集会所バリアフリー改修費補助金

対象団体	地域集会所を所有または管理する自治会等
申請時期	着工予定の前年度8月末に「事前協議依頼書」を提出。 建設年度に「補助金等交付申請書」を提出。
目的	地域集会所のバリアフリー改修工事を実施する自治会等に対し、補助金を交付することにより、地域コミュニティ活動の安全安心を確保することを目的とする。
補助対象	以下のバリアフリー改修工事に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け工事 ・段差の解消工事 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更工事 ・引き戸等への扉の取替え工事 ・様式便所等への便器取替え工事 ・その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる工事
補助金額	2分の1以内で60万円を限度（1,000円未満端数切捨）
担当部署	市民協働推進課 51-2482
担当部署	市民協働推進課 51-2482

(5) 自治連合会コミュニティ活動交付金

対象団体	校区自治会、町自治会																								
申請時期	5月～6月																								
目的	自治連合会を構成する自治会が行う住民の良好な生活環境を形成するためのコミュニティ活動を支援することにより、住民相互の結び付きを一層強め、地域コミュニティの活性化を推進することを目的とする。																								
補助対象	自治会が行う活動で、次に掲げるもの。ただし、政治、宗教又は営利を目的とした活動は除く。 (1) 広報配布活動 (2) コミュニティ活動 (3) 環境整備活動 (4) 市からの依頼事項等に関する活動 (5) その他、地域コミュニティの活性化に資する活動																								
補助金額	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">・校区自治会</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td>算定基準</td> </tr> <tr> <td>校区役員活動</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>校区事務</td> <td>校区内の町自治会数×5,800円</td> </tr> <tr> <td>校区活動</td> <td>120,000円 (校区市民館がない場合 170,000円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・町自治会</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td>算定基準</td> </tr> <tr> <td>町役員活動</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>町事務</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>地域活動 (広報配布)</td> <td>町自治会加入世帯数×12月×25円</td> </tr> <tr> <td>地域活動 (コミュニティ)</td> <td>2,000円×2回 +町自治会加入世帯数×10円 +町自治会加入世帯数×220円</td> </tr> <tr> <td>地域活動 (環境整備)</td> <td>2,000円×2回 +町自治会加入世帯数×10円 +町自治会加入世帯数×280円 +町自治会管理のごみステーション数×500円</td> </tr> </table>	・校区自治会		項目	算定基準	校区役員活動	50,000円	校区事務	校区内の町自治会数×5,800円	校区活動	120,000円 (校区市民館がない場合 170,000円)	・町自治会		項目	算定基準	町役員活動	22,000円	町事務	4,500円	地域活動 (広報配布)	町自治会加入世帯数×12月×25円	地域活動 (コミュニティ)	2,000円×2回 +町自治会加入世帯数×10円 +町自治会加入世帯数×220円	地域活動 (環境整備)	2,000円×2回 +町自治会加入世帯数×10円 +町自治会加入世帯数×280円 +町自治会管理のごみステーション数×500円
・校区自治会																									
項目	算定基準																								
校区役員活動	50,000円																								
校区事務	校区内の町自治会数×5,800円																								
校区活動	120,000円 (校区市民館がない場合 170,000円)																								
・町自治会																									
項目	算定基準																								
町役員活動	22,000円																								
町事務	4,500円																								
地域活動 (広報配布)	町自治会加入世帯数×12月×25円																								
地域活動 (コミュニティ)	2,000円×2回 +町自治会加入世帯数×10円 +町自治会加入世帯数×220円																								
地域活動 (環境整備)	2,000円×2回 +町自治会加入世帯数×10円 +町自治会加入世帯数×280円 +町自治会管理のごみステーション数×500円																								
担当部署	市民協働推進課 51-2482																								

(6) 「住みよい暮らしづくり計画」作成取組の支援

対象団体	校区自治会（令和元年度まで 累計 13 校区）
申請時期	通年申請可能
目的	「自分たちのまちは、自分たちでつくる」を合言葉に、地域のことを一番よく知る、その地域に住む人たちが中心となって、自分たちのまちを暮らしやすくするために「何が必要か」「何をするのか」ということを地域住民が自分たちで特色や課題などを整理し、将来に向けて地域のあり方や取組などをまとめる行動計画である「住みよい暮らしづくり計画」を作成する。
補助対象	地域が行う計画策定の取組に対し市職員がアドバイス等のサポートを行う。
補助金額	なし
担当部署	市民協働推進課 51-2482

(7) 市民協働推進補助金

対象団体	5人以上で構成される非営利の民間団体。ただし、主に市内で活動し、構成員の2分の1以上が豊橋市に在住または通勤・通学していること。
申請時期	①当初募集 応募期間：12～1月頃の予定（翌年度実施事業） 書類審査及び公開プレゼンテーションを経て、交付団体を決定（つつじ補助金は書類審査のみ）
目的	市民活動を資金面からバックアップすることで、市民協働によるまちづくりの推進を図る。
補助対象	主に市内を拠点として行われる事業で、地域社会の課題（環境美化、地域の安全、文化やスポーツの振興、子どもの健全育成など）を解決するために行われるもの。ただし、豊橋市の他の補助金を受けない事業に限る。
補助金額	◎つつじ補助金（1団体1回のみ）…設立後5年未満の団体が対象 50,000円を限度（1,000円未満端数切捨） ◎くすのき補助金…設立後2年以上または設立後2年未満でもつつじ補助金の交付を受けた団体が対象 ◎同一事業3回まで 1回目：補助対象経費の3分の2に相当する額（1,000円未満端数切捨） 2回目：補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満端数切捨） 3回目：補助対象経費の3分の1に相当する額（1,000円未満端数切捨） 1回目から3回目全て300,000円を限度 ☆補助金額等については、変更となる場合があります。
担当部署	市民協働推進課 51-2483

(8) 防犯カメラ設置費補助金

対象団体	町自治会、校区自治会、商店街
申請時期	7月末まで（事前申請）
目的	地域の防犯力向上のために、防犯カメラを新設・更新する団体に対し、その設置費用の一部を補助することにより、街頭犯罪等の未然防止を図る。
補助対象	防犯カメラ及び録画装置等購入費並びにそれらの設置にかかる経費 ただし以下を除く。 ・維持管理費 ・地代及び占用料
補助金額	補助対象事業に要する経費の5分の3以内の額とし、1,000円未満の端数は切り捨て。ただし、新設については30万円を限度とし、更新については20万円を1団体あたりの限度額とする。
担当部署	安全生活課 51 - 2550

(9) カメラ付きLED防犯灯設置費補助金

対象団体	校区自治会（原則、校区につき1台）
申請時期	5月～7月末（自治連合会へ申込）
目的	地域の安全・安心の確保のため、カメラ付きLED防犯灯を新たに設置する校区自治会等に対し、その費用の一部を補助することにより、街頭犯罪等の未然防止を図る。
補助対象	防犯灯、記録媒体その他防犯灯を構成する機器の購入及び設置にかかる費用。ただし、以下を除く。 ・カメラ付きLED防犯灯の保守又は修理に要する経費 ・カメラ付きLED防犯灯の維持管理に当たって必要な電気料金、借地料、占用料等の費用、銀行等の振り込みに要する費用
補助金額	カメラ付きLED防犯灯1台につき、補助対象経費から15,000円を差し引いた額。ただし、補助対象経費の上限は150,000円を限度額とする。
担当部署	安全生活課 51 - 2550

(10) 安全安心防犯灯設置費補助金

対象団体	町自治会、校区自治会
申請時期	年度当初
目的	町又は校区が行う防犯灯の新設及び更新に要する経費に対し、助成措置を講ずることによって市民の安全安心の確保を図る。
補助対象	町又は校区が実施する防犯灯の設置事業。 (要件) (1)当該町又は校区の区域内の道路（一般の利用に供されている道路も含む。）の照明用として設置されるもの。 (2)町及び校区が直接維持管理することとなるもの。 (3)自動点滅器付（自動で点灯、消灯をする機能）であること。 (4)LED灯を使用すること。 ※電球のみの取替工事は対象外となります。
補助金額	補助対象事業に要する経費の2分の1以内の額とし、100円未満の端数は切り捨て。ただし、新設については2万円を限度とし、更新については1万5千円を1灯あたりの限度額とする。
備考	設置前に申請のこと
担当部署	安全生活課 51-2550

(11) 安全安心防犯灯維持費補助金

対象団体	町自治会、校区自治会
申請時期	年度始めの4月分電気料金領収書写し等を添えて補助金希望申出書を6月末日までに提出が必要
目的	町又は校区が行う防犯灯の維持に要する経費に対し、助成措置を講ずることによって市民の安全安心の確保を図る。
補助対象	防犯灯又はこれに準ずるもので、町及び校区が前年度末日までに設置したもので、引き続き当該年度末日まで維持管理するものを対象とする。
補助金額	年間電気料金の2分の1相当額以内とする。
担当部署	安全生活課 51-2550

(12) 子ども見まもり隊用パトロール物品配付

対象団体	各小学校区子ども見まもり隊
申請時期	年度当初
目的	地域社会で子どもたちを守り育てるための子ども見まもり活動を効果的にするパトロール用物品を配付し、地域の子どもの安全と安心の確保を図る。
補助対象	各小学校区子ども見まもり隊が活動時に使用する所定のパトロール用物品（配付）
補助金額	各団体の構成員・申請に応じパトロール用物品を現物配付（配付数量に上限有り）
担当部署	安全生活課 51-2550

(13) 自主防犯団体用パトロール物品配付

対象団体	概ね1週間に1回以上パトロールを実施する10名以上の自主防犯団体
申請時期	随時
目的	地域で自主的な防犯活動を実施している団体に対し、活動を一層効果的にするパトロール用物品を配付し、地域の安全と安心の確保を図る。
補助対象	各自主防犯団体がパトロール時に使用する所定のパトロール用物品(配付)
補助金額	各団体の構成員・申請に応じパトロール用物品を現物配付(配付数量に上限有り)
担当部署	安全生活課 51-2550

(14) 老人クラブ活動費補助金

対象団体	豊橋市老人クラブ連合会に加盟する単位老人クラブ
申請時期	4月
目的	地域を基盤とする高齢者の自主組織である老人クラブの活動の活性化を図り、高齢者を主体とする生きがいと健康づくりを促進する。
補助対象	老人クラブの運営や事業を行うのに要する経費及び一声運動事業にかかる経費
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ運営費補助金 会員数概ね30～49人 月額3,200円 会員数 50～79人 月額5,200円 会員数 80人以上 月額7,200円 ・一声運動事業費補助金 年額 10,000円
担当部署	長寿介護課(豊橋市老人クラブ連合会事務局) 51-2337

(15) 老人クラブ清掃奉仕団活動経費

対象団体	豊橋市老人クラブ連合会に加盟する単位老人クラブ等で組織する清掃奉仕団
申請時期	4月
目的	公園の清掃等を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを促進するとともに、地域の環境美化に寄与する。
補助対象	老人クラブ清掃奉仕団が行う公園清掃などの美化活動にかかる経費
補助金額	年額23,000円
担当部署	長寿介護課(豊橋市老人クラブ連合会事務局) 51-2337

(16) 青少年健全育成事業補助金（小学校区）

対象団体	小学校区健全育成会
申請時期	年度当初
目的	青少年の非行防止及び健全育成活動を推進する
補助対象	小学校区健全育成会の実施する次の活動に要する経費 ・パトロール活動 ・環境浄化活動 ・広報活動
補助金額	1 小学校区につき 30,000 円
備考	育成会の主催事業又はこれに準ずる事業であること。 ・豊橋市青少年健全育成事業補助金交付要綱に基づく
担当部署	子育て支援課 51-2233

(17) 青少年健全育成事業補助金（中学校区）

対象団体	中学校区健全育成会
申請時期	年度当初
目的	青少年の非行防止及び健全育成活動を推進する
補助対象	中学校区健全育成会の実施する次の活動に要する経費 ・非行防止に関する広域的活動 ・青少年問題地域シンポジウムの開催 ・小学校区の連携 ・広域的広報活動
補助金額	1 中学校区につき 50,000 円
備考	育成会の主催事業又はこれに準ずる事業であること。 年間を通して実施される事業であること。 校区の住民全体を対象とした事業であること。 ・豊橋市青少年健全育成事業補助金交付要綱に基づく
担当部署	子育て支援課 51-2233

(18) 健康な地域づくり事業

対象団体	健康な地域づくり事業に参加している自治会・団体
申請時期	随時 ※年度当初に事前にご相談ください
目的	生活習慣病予防をはじめとする健康づくりを住民が地域ぐるみで継続的、主体的に取り組むことで、地域全体が健康になることを目指す。
補助対象	地域の健康づくり活動に関する物品（支給・貸出）
補助金額	原則、活動1・2年目の自治会・団体は上限3万円分、3年目以上については状況に応じ現物支給および貸出
担当部署	健康増進課 39-9140

(19) 地域猫不妊去勢手術費補助金

対象団体	飼い主のいない猫が生息する市内在住の地域住民2人を含む3名(同一世帯不可)以上で構成される地域猫活動を行う団体
申請時期	随時
目的	市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせた地域猫活動団体に対して補助金を交付することにより、飼い主のいない猫の増加を抑制すると共に市民の清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。
補助対象	地域猫活動団体が飼い主のいない猫に対し実施した不妊去勢手術費
補助金額	不妊手術：1頭につき15,000円 去勢手術：1頭につき10,000円
担当部署	生活衛生課 39-9127

(20) 地域資源回収団体奨励金

対象団体	1. 校区自治会 2. 町自治会 3. 子ども会 4. 女性会 5. 老人クラブ 6. 幼稚園保護者連絡会 7. 保育園保護者連絡会 8. 認定こども園保護者連絡会 9. 小学校PTA 10. 中学校PTA 11. その他市長が認めた福祉団体等
申請時期	登録は随時(「地域資源回収団体登録申請書」を提出)。 1～6月実施分の実績報告を7月10日までに、 7～12月実施分の実績報告を翌年1月10日までに、 「地域資源回収団体奨励金実績報告書」により提出。
目的	廃品回収として各種団体が自主的に実施している活動に対して奨励金を交付し、その活動を活発にすることにより、ごみ減量及び資源の再利用を図るとともに、廃棄物に対する市民の意識を高めることを目的とする。
補助対象	登録団体が古紙・古布等について資源回収活動を実施し、登録業者によって回収された場合、回収量に応じて奨励金を交付する。
補助金額	回収重量1kgにつき 新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・雑がみ、 牛乳パック等、布 5円 アルミ缶、スチール缶 10円 ※1品目ごとに1円未満切り捨て
担当部署	ゼロカーボンシティ推進課 51-2417

(21) 河川愛護活動報奨金

対象団体	(複数) 町自治会など (代表者及び会計責任者を置き 10 人以上で組織する河川愛護活動を行う団体)
申請時期	登録は随時
目的	河川等の清掃や除草の愛護活動を通じて、快適かつ安全な河川環境の創出を図り、地域住民の河川等に対する理解と関心を高めることを目的とする。
補助対象	市が管理する河川等において 1 日 2 時間以上の除草作業及び清掃作業等を相当の期間を空けて年 2 回以上行う活動。 作業日ごとに参加者名簿、作業箇所図、写真を添えた「河川愛護活動実績報告書」の提出が必要。
補助金額	1 団体つき年間 80,000 円を限度。(算出の基礎は、1 人あたり 400 円×活動人数)
担当部署	河川課 51-2535

(22) イベント等における地域公共交通利用促進策支援事業

対象団体	校区自治会・町自治会など (NPO 法人又は公益的社会貢献活動団体であって必要な要件を満たしていれば対象)
申請時期	通年申請可能 ※イベント等のチラシを作成し始める前に一度ご相談ください。
目的	イベント等への公共交通による来場を誘発することにより、公共交通の利用促進を図る。
補助対象	公共交通を利用して会場に来場した者に対する乗車券等の交付又は運賃補填に要する費用 (市内の発着に限る) や景品の交付又は特典の付与等に要する費用など
補助金額	1 催事につき 40,000 円を限度 (予算の範囲内)
担当部署	都市交通課 51-2620

(23) 公園協力会活動助成金

対象団体	(複数) 町自治会など 各町自治会等で組織し、公園内の清掃及び除草等を自発的に行う団体。
申請時期	毎年度当初(継続・新規とも)
目的	豊橋市が設置する公園、緑地、遊園、広場について愛護意識の高揚や健全な利用促進を図るため、奉仕活動を行う団体に対して助成金を援助することを目的とする。
補助対象	公園内清掃及び除草等、公園内の美化活動に要する経費。
補助金額	1公園につき年額23,000円
担当部署	(公財) 豊橋みどりの協会 41-7400

(24) 街路樹愛護会活動助成金

対象団体	(複数) 町自治会など 各町自治会等で組織し、街路樹周辺の清掃、除草等を自発的に行う団体。
申請時期	毎年度当初(継続・新規とも)
目的	豊橋市が管理している街路樹について、愛護意識の高揚を図るため、奉仕活動を行う団体に対して助成金を交付することを目的とする。
補助対象	街路樹周辺の清掃、除草等、街路及び街路樹の美化活動に要する経費。
補助金額	1路線につき年額23,000円
担当部署	(公財) 豊橋みどりの協会 41-7400

(25) 自治会公園管理委託業務

対象団体	街区公園等*がある町自治会 *公園緑地課が所管する街区公園、遊園等(ちびっこ広場やふれあい広場で10年未満のものは除く)。
申請時期	実施の前年度8月下旬(予定)
目的	公園等の日常的な維持管理を地元の町自治会に委託することで、地域と行政が協働で緑のまちづくりを進めることを目的とする。
補助対象	公園等の清掃、除草、施設等の目視点検及びトイレ清掃に要する経費
補助金額	面積などにより算定
担当部署	公園緑地課 51-2650

(26) 街頭消火器設置費等補助金

対象団体	町自治会（共同住宅の世帯だけの町自治会を除く）
申請時期	5月末日（火災で使用した消火器の薬剤詰替え申請については随時）
目的	街頭消火器設置の整備推進について必要な助成を行い、地域住民による初期消火体制の強化及び自主的な防災活動を推進し、もって災害防止及び被害の軽減を図ることを目的とする。
補助対象	街頭消火器新規設置、収納箱の取替え、火災消火等の消火器薬剤の詰替え、消火器本体の取替えにかかる経費について、町の申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。
補助金額	街頭消火器新規設置、消火器本体の取替えについては基準額に2分の1を乗じて得た額を補助、収納箱取替え及び火災時に使用した街頭消火器の薬剤詰替えについては基準額を補助する。
担当部署	消防本部 予防課 51-3115

4. その他の業務

(1) ごみステーションの設置

町自治会で維持管理をするごみステーションの新設・移動・廃止について届出ができます。

ア. 設置条件

- (ア) 15～30 世帯を目安に 1 か所設置
- (イ) 道路幅員が 6 m 以上で通り抜けが可能な道路沿い
- (ウ) 道路脇の交通に支障がない場所
- (エ) 民家に近く町自治会で管理しやすい場所
- (オ) 変更要件の少ない場所 (原則 1 年)

イ. 届出時期

随時

ウ. 届出方法

町自治会長から届出をして下さい。現地での立会い調査により決定します。

[担当] 環境部収集業務課ステーショングループ 東部環境センター 61-4136

(2) 日本赤十字社事業会費募集

ア. 目的

日本赤十字社の活動資金として募集するもので、赤十字ではこれらの財源をもとに、人道的支援や災害などの援護活動などの活動を行っています。

イ. 募集の時期

5 月～7 月上旬

ウ. 募集の流れ

- (ア) 町自治会で会費を集める。
- (イ) 日本赤十字社豊橋市地区に会費を納付する。
- (ウ) 納付した校区自治会は、協力事務費を受ける。

[問合先] 日本赤十字社豊橋市地区 (福祉部福祉政策課内) 51-2363

5. 災害発生時等における市からの依頼事項等

地震、大雨、洪水などの災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合には、迅速かつ的確な情報収集はもちろん、地域の皆さんへさまざまな情報提供も必要となります。そして、「災害の発生が予想される時」、「災害発生時」、「災害が発生した後」には、市から次のような「周知・調査・とりまとめ」などの依頼がありますので、心がけておきましょう。

依頼先	依頼等の時期			依頼等の種類			依頼等の内容	依頼等の方法		担当課	
	災害発生前	災害発生時	災害発生後	周知	調査	その他		組回覧	その他	所属名	電話
校区	○	○		○			避難関係情報などの災害情報を周知します。		緊急連絡網	防災危機管理課	51-3116
○	○	○	○	○	○	情報提供	浸水被害区域、倒壊家屋、道路・橋梁・河川などの被災情報の提供を依頼します。		一定の様式による報告・電話連絡	防災危機管理課	51-3116
○	○	○	○			情報提供	増水により氾濫の恐れのある流域について、近隣町自治会長あて電話等による水位情報の提供及び地域情報の収集の依頼をします。なお、二次被害の危険があるため、現地調査を伴う確認までは依頼しません。		電話等	防災危機管理課	51-3116
○	○	○	○	○			災害後の食糧難が予想され、市民の不安を解くために、当面する米穀が確保されていることを周知します。	○		安全生活課	51-2553
○	○	○	○	○			ボランティアニーズの受付先として災害ボランティアセンターがあることを周知します。		文書ほか	市民協働推進課	51-2483
○	○	○	○	○	○		市営住宅の被害状況の調査を依頼します。(市営住宅がある自治会のみ)		電話等	住宅課	51-2600
○	○	○	○	○			応急仮設住宅の入居希望調査、募集等について周知します。		文書ほか	住宅課	51-2600
○	○	○	○	○		避難所の開設及び運営	指定避難所の開設及び運営が必要な場合において、市の職員である避難所要員又は施設管理者等との連携の上での避難所の開設及び運営を依頼します。		電話等	福祉政策課	51-2363
○	○	○	○	○			被災した家屋の修繕などの料金を、災害に便乗して法外に請求するような悪質な訪問販売などに十分注意するよう周知を行います。	○		安全生活課	51-2553
○	○	○	○	○			大地震や風水害により市民が避難所などに長期滞在せざるをえない状況で、不在家屋を狙った空き巣被害などに十分注意するよう周知を行います。	○		安全生活課	51-2553

依頼先	依頼等の時期			依頼等の種類			依頼等の内容	依頼等の方法		担当課			
	校区	町	○	災害発生前	災害発生時	災害発生後		周知	調査	その他	組回覧	その他	所属名
	○									○		安全生活課	51-2553
	○						災害後は世情不安により物価にも影響が出るものが予想されることから、物価の安定を図るため、価格動向を周知します。			○		安全生活課	51-2553
	○						災害後の生活安定のための市民相談を受け付けていることを周知します。			○		市民税課	51-2197
	○						り災証明の発行について周知します。			○		健康政策課	39-9111
	○						臨時健康相談所の設置について周知します。			○		健康政策課	39-9111
	○						浸水家屋に係る消毒実施の周知、希望者の調査、とりまとめ及び報告を依頼します。衛生対策、相談窓口設置等について周知します。					セロカーボンシティ推進課	51-2399
	○						被災ごみの処理方法について、被災地域(床上浸水地区)の町自治会長に対し、FAXにより周知します。					市民税課 資産税課 納税課	51-2199 51-2231 51-2239
	○						災害の発生時、り災証明や見舞金の交付などのために、被災現場被害状況実地調査を行うにあたり、自治会長に被災者のとりまとめ調査を依頼します。					総合勤務所 管理事務所	41-2186
	○						人に危害を与える動物が脱出し園内で所在不明となったときに、近隣町内に対し、十分注意するよう周知を行います。					多文化共生・国際課	51-2007
	○						通訳が必要な外国人被災者のための、災害時多言語センターの設置について周知します。			○		多文化共生・国際課	51-2007
	○						災害後の生活安定のための、外国人市民相談を受け付けていることを周知します。			○		多文化共生・国際課	51-2007
	○						外国人の被災情報の提供を依頼します。		情報提供	○		予防課	51-3115
	○						連続不審火の発生等に伴う火災予防対策について周知します。			○		予防課	51-3115

東館

13 講堂 レストラン
とよはし物語館 手筒花火体験パーク



12 安全生活課(市民相談室・消費生活相談室)
多文化共生・国際課(外国人相談室)
東121・122・128会議室 教育委員会室



11 教育長室 教育部長室
教育政策課 学校教育課 保健給食課 生涯学習課
外国人児童生徒相談コーナー(小中学校)

10 産業部長室 産業部次長室
産業政策課 地域イノベーション推進室
商工業振興課 観光プロモーション課 建設部次長室 建築課

9 都市計画部長室 都市計画課 都市交通課 公園緑地課
区画整理課 東901会議室

8 東80・81・82・83・84・85・86会議室



7 議長室 副議長室
議会事務局長室 庶務課 議事課



6 広報広聴課 市政記者室
建設部長室 土木管理課 道路維持課 道路建設課 河川課

5 総務部長室 行政課 人事課 選挙管理委員会事務局
財務部長室 財政課 土地開発公社 資産経営課
企画部長室 政策企画課

4 市長室 副市長室 秘書課
政策会議室 東41会議室 来賓室



3 福祉部長兼福祉事務所長室 福祉政策課
国保年金課(後期高齢者医療) 長寿介護課 契約検査課
建築指導課 建築物安全推進課 住宅課 東301会議室



2 こども未来部長室 子育て支援課 保育課
資産税課



1 障害福祉課 生活福祉課(就労サポートコーナー)
会計課 豊橋市指定金融機関
案内所 じょうほうひろば



西館

8 議場 第3委員会室



7 第1・2委員会室 第1会議室 議会運営委員会室

6 情報企画課 行政デジタル推進室
庁内障害者ワークステーション わくわく



5 環境部長室 ゼロカーボンシティ推進課 廃棄物対策課
環境保全課 消防長室 (消)総務課 予防課



4 危機管理統括部長室 防災危機管理課 市民協創部長室
市民協働推進課 常勤監査委員会 監査委員事務局



3 文化・スポーツ部長室 「文化のまち」づくり課
「スポーツのまち」づくり課 産業部次長室 農業企画課
農業支援課 農地整備課 農業委員会事務局 農業委員会室

2 財務部次長室 市民税課 納税課(税務相談室)



1 市民課 国保年金課(国民健康保険・国民年金)
案内所



B1 マルチスペースB1 ベーススペース(BS) 1・2・3

B1 防災センター(夜間・休日窓口) 東B11会議室
コンビニエンスストア



B2

